新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 67): NZ 入国をご予定の方へ(管理隔離施設バウチャー制度の導入)

令和2年10月1日 在オークランド日本国総領事館

現在、NZ入国後は指定された施設において14日間の管理隔離が義務付けられていますが、この度NZ政府は、「管理隔離施設のバウチャー(いわゆる入所許可)を事前にオンラインで取得しなければ、NZ行き航空機に搭乗できない仕組みを導入する」と発表し、以下の方針を示しました。

- ●10月5日午前8:00よりウェブサイトでバウチャー申請の受付を開始。
- ●10月5日午前8:00から11月2日午後11:59までは猶予期間である(=バウチャーは必須ではない)が、バウチャー取得が強く推奨される。取得していない場合、空港でのチェックインに長時間を要することもある。
- ●11月3日午前0:00以降にNZに到着するフライトへの搭乗に際しては、事前のバウチャー取得が必須となる。

なお、バウチャー申請は無料ですが、管理隔離施設の利用費用は原則自己負担となります。 詳細は下記リンクをご参照ください。

(NZ 政府による管理隔離施設のバウチャーに関するお知らせ)

https://www.miq.govt.nz/travel-to-new-zealand/secure-your-place-in-managed-isolation/

(NZ 政府の管理隔離施設の費用に関するサイト)

https://www.miq.govt.nz/being-in-managed-isolation/charges-for-managed-isolation/

(NZ 政府の管理隔離全般に関するサイト)

https://www.miq.govt.nz/being-in-managed-isolation/

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html(日本語)https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html(英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html(英語)

<u>https://www.facebook.com/JICC.NZ</u> (フェイスブック)